

仕 様 書

環境政策局南部クリーンセンター管理係

(担当：得能、奥本 電話：611-5362)

件 名	令和7年度 南部クリーンセンター小型金属類等分別作業等業務委託
契 約 期 間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
契 約 条 件	別添のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

小型金属類等分別作業等業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 (目的)

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が、一般廃棄物として収集した小型金属類及びスプレー缶等の受入れ、選別、計量及び再搬業務について、受託者（以下「乙」という。）に委託する際に必要な事項を定めるものである。

第2条 (業務概要)

本委託は、甲が一般廃棄物として収集した小型金属類及びスプレー缶等の受入れ、選別、計量及び再搬業務を実施するものである。

第3条 (業務場所)

京都市伏見区横大路千両松町447番地
京都市南部クリーンセンター構内及び周辺（別紙「構内図」参照）

第4条 (業務委託期間)

委託期間は令和7年4月1日～令和8年3月31日とする。

第5条 (搬入物の種類及び搬入実績量)

1 搬入物の種類

- 小型金属類 鍋・やかん・フライパン及び最長部分が概ね30cm以下の金属で構成された物
- スプレー缶 スプレー缶（カセットボンベ含む。）
- その他 刃物類

2 搬入実績量

過去の搬入量は以下のとおりであるが、収集量により変動するため、本業務における委託処理量を保障するものではない。また、時季により搬入量は変動する。

<搬入実績量>

単位：kg

年度	小型金属類	スプレー缶	合計
R4	152,210	91,413	243,623
R5	149,880	93,926	243,806

第6条（業務日及び業務時間）

業務日及び業務時間は、次のとおりとする。ただし、甲乙双方の協議により変更することができる。

- 1 業務日 月曜日～金曜日（祝日を含む）
ただし、年末年始については別途協議とする。
- 2 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

第7条（備品等の使用）

乙は、業務の履行のために、甲が備え付けている備品及び車両等を使用することができる。乙は、貸与を受けた備品等について、適切に管理するとともに、車両については、毎日清掃を行うこと。

また、乙の責に帰する理由により破損した場合は、速やかに甲に報告するとともに協議を行い、乙の負担において速やかに原状復旧すること。

第8条（施設の使用）

乙は、業務の履行のために、甲の所有する施設の一部を休憩所、洗面所等として使用することができる。使用箇所については別途協議によるものとする。

なお、使用に当たっては、次のことを遵守すること。

- 1 乙は、施設の整理整頓に努め、常に清潔さと快適さを保つよう努めること。
- 2 乙の責に帰する理由による施設の破損については、速やかに甲に報告するとともに協議を行い、乙の負担において速やかに原状復旧すること。
- 3 施設の防犯に努めること。
- 4 施設を使用する甲の職員及び他の委託業務受託者等と協力し円滑な管理運営に努めること。
- 5 省資源、省エネルギーに努めること。

第9条（安全衛生）

乙は、作業環境を考慮のうえ、従業員の安全の確保に努めることとする。

- 1 労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、労働災害等の発生防止に努めること。
- 2 選別作業にあつては、刃物、ガラス、その他危険物に対応できる安全作業に必要な保護具を着用すること。
- 3 随時休憩を取得させる等余裕を持って作業が出来る作業環境の形成に努めること。
- 4 事故等が発生した場合は、速やかに甲に連絡し、その応急対策を講じること。また、その内容を速やかに甲に書面により報告するとともに、再発防止の措置を講じること。

第10条（人員の配置）

- 1 乙は、業務の履行にあたり、必要な人員を効率的に配置すること。
- 2 乙は、業務を適正に履行するため、次に掲げる有資格者を置かなければならない。

資格者	人数	備考
ショベルローダー等運転技能講習を修了した者	1人以上	搬入物の管理業務に必要
第一種運転免許を保有する者	1人以上	搬入物の再搬業務に必要

また、乙は、契約締結後ただちに、資格取得状況が確認できる免許証等の写しを甲に提出すること。

- 3 作業従事者に対し、適切な作業研修等及び良好な職場環境を創出するよう努めること。

第11条（法令等の遵守）

乙は、京都市契約事務規則及び京都市会計規則並びに道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき誠実に行うこと。

第12条（機密の保持）

乙は、業務の履行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

第13条（有価物の管理）

乙は、業務上取り扱う有価物について、盗難、紛失、破損が生じないように、適正に管理及び保管しなければならない。

第14条（再委託の禁止）

乙は、業務の執行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第15条（損害賠償の範囲）

乙の故意、又は過失により発生した事故、破損等で本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、損害賠償に要する費用は乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

第16条（車両及び経費負担）

- 1 委託業務に必要な備品、本施設の設備及びこれに係る光熱水費は甲が負担する。
- 2 搬入物のうちスプレー缶選別による不適物以外のものに係る再搬業務に使用する車両は、甲が用意する次に掲げるものとし、これに係る法定点検関連費用（車検を含む。）修理費用（ただし、乙に責があるものは除く。）及び燃料費は甲が負担する。

車種	登録番号	年式	最大積載量
パッカー車 F	京都 800 さ 9515	平成 15 年	3,000kg
4t ダンプ	京都 11 ぬ 1452	平成 7 年	3,250kg
パッカー車 T	京都 800 さ 4615	平成 13 年	2,000kg

ただし、乙は、当該車両に対して、本業務を行う全期間について、次に掲げる任意保険に加入しなければならない。車両の変更があった場合も同様とする。また、加入を証する書類の写しを甲に加入後速やかに提出しなければならない。

車両保険	対人保険	対物保険
時価以上	無制限	1,000 万円以上

- 3 スプレー缶に係る不適物再搬業務に使用する車両は、週 2 台乙が用意する次に掲げるものとし、これに係る法定点検関連費用（車検を含む。）修理費用及び燃料、その他必要経費については乙が負担する。

車両の仕様 2t ダンプもしくはそれ相応の車両

*開札日以降に現車（使用）車両確認を南部クリーンセンターで行うこと（現車確認が出来ない場合は不可）。

*落札決定後速やかに、使用する車両の車検証（写し）を京都市に提出すること。

- 4 その他の委託業務に係る直接及び間接経費は受託者の負担とする。

第 17 条（委託料の支払い）

甲は、1 箇月ごとに当該期間の終了後、契約金額の 1/2 の金額を、受託者からの適法な支払請求書を受領したときから 30 日以内に支払うものとする。ただし、1/2 分の 1 の金額に円未満の端数が生じる場合は、初回分に加算して支払う。

第 18 条（受託者の資格要件）

乙は、甲から、過去 3 年度以内（令和 2 年度以降）に資源ごみ、家庭ごみ、混色カレット又は焼却残渣の運搬業務を請け負った実績のある者若しくは京都市長の一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている者。

第 19 条（契約の解除）

甲は、乙が業務の履行に関して本仕様書に従わないときは、契約を解除することができる。

なお、この場合に乙に損失を生じることがあっても、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

第 20 条（その他）

- 1 乙は、業務の実施に関し、南部クリーンセンター及び環境政策局適正処理施設部

施設管理課と密接に連絡を取り合うこと。

- 2 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は別途協議するものとする。
- 3 乙は、委託業務が終了した後、次業者への引継ぎを十分に行い業務に支障をきたさないようにすること。また甲が次業者に研修を実施する際には、これに協力すること。

第2章 業務委託内容

第1条 (受入業務)

- 1 各まち美化事務所等が収集した小型金属類等を業務場所において受け入れる。

(1) 小型金属類

各まち美化事務所からの搬入車両を所定の場所に誘導し、各まち美化事務所が積み下ろした搬入物を受け入れる。

ア 搬入元

まち美化事務所（東部、西部（京北地域含む）南部、西京、山科、伏見の各事務所）

イ 搬入頻度

週1回（毎週水曜日）午前・午後

ウ 搬入予定量

週平均 約2トン～4トン程度

月平均 約15トン

(2) スプレー缶

各まち美化事務所からの搬入車両を所定の場所に誘導し、各まち美化事務所が積み下ろした搬入物を受け入れる。

ア 搬入元

(1) アに同じ

イ 搬入頻度

週5回（月～金）午前又は午後

ウ 搬入予定量

週平均 約1.5トン～2トン程度

月平均 約7トン

(3) 刃物類

生活環境美化センター等からの搬入車両を所定の場所に誘導し、生活環境美化センター等が積み下ろした搬入物を受け入れる。

ア 搬入元

生活環境美化センター、上京リサイクルステーション

イ 搬入頻度

月 1 回
ウ 搬入予定量
月平均 約 70kg

第 2 条 (選別, 計量, 管理業務)

1 第 1 条で受け入れた搬入物を選別する。

(1) 小型金属類の選別

鉄、アルミ、銅、真ちゅう、その他の不適物に分類し、素材ごとに専用のコンテナへ入れる。

(2) スプレー缶の選別及びキャップ外し作業

鉄、アルミ、中身入り、中身無（空）等に分類し、素材ごとに専用のコンテナへ入れる。

(3) 刃物類の選別

鉄、アルミ、その他の不適物に分類し、素材ごとに専用のコンテナへ入れる。

2 1 で選別した搬入物を計量する。

1 での作業後、各コンテナから搬入物を取り出し、甲が貸与する次に掲げる車両に積み込み、業務場所内の所定の場所で計量する。

車種	登録番号	年式	最大積載量
パッカー車	京都 800 さ 9515	平成 15 年	3,000kg

3 2 で計量した搬入物を管理する。

2 での作業終了後、引渡し及び再搬を行うまでの間、計量後の搬入物をヤード内で管理する。

なお、管理に当たっては、甲が貸与する次に掲げる車両を使用することとする。

車種	年式
ショベルローダー	平成 16 年

第 3 条 (引渡し及び再搬業務)

1 小型金属類等を指定業者に引き渡す。

計量後の小型金属類及び刃物を、業務場所にて甲が指定する業者に引き渡す。

2 スプレー缶を再資源化施設に運搬する。

(1) 計量後のスプレー缶を、運搬用コンテナ（縦 37cm×横 50cm×奥行 67cm）に入れ、南部資源リサイクルセンター（京都市伏見区横大路千両松町 447（南部クリーンセンター敷地内））に随時運搬する。

(2) 南部資源リサイクルセンターが、(1) で処理しきれないと判断したスプレー缶について、北部資源リサイクルセンター（京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27（北部クリーンセンター内））に、原則、週 4 回（月・火・木・金）運搬する。

- (3) 北部資源リサイクルセンターに運搬後、同施設においてコンテナを積み下ろし、内容を引き渡した後、空のコンテナを運搬車両に積み込み、当日中に南部クリーンセンターに持ち帰ることとする。また、スプレー缶の引き渡しは、午前10時まで完了できるように業務を遂行しなければならない。
- (4) 北部資源リサイクルセンターへの運搬については、甲が貸与する次に掲げる車両を使用することとする。

車種	登録番号	年式	最大積載量
4t ダンプ	京都11ぬ1452	平成7年	3,250kg

- (5) 運搬予定量は、1日にコンテナ40箱程度であるが、搬入量の状況等により変動することがある。

3 スプレー缶を指定業者に引き渡す。

本条2で運搬しきれないスプレー缶については、甲が指定する業者が用意する専用コンテナに保管し、業務場所において指定業者に引き渡す。

なお、運搬車両へのコンテナの積み込みは、指定業者が行うものとする。

第4条（その他業務）

- 1 選別作業により生じた不適物のうち、金属類等の固い物について、南部クリーンセンター1階選別資源化施設に搬入する。
- 2 選別作業により生じた不適物のうち、廃プラスチック等の可燃物について、南部クリーンセンター3階定期プラットに搬入する。

なお、搬入に当たっては、甲が貸与する次に掲げる車両を使用することとする。

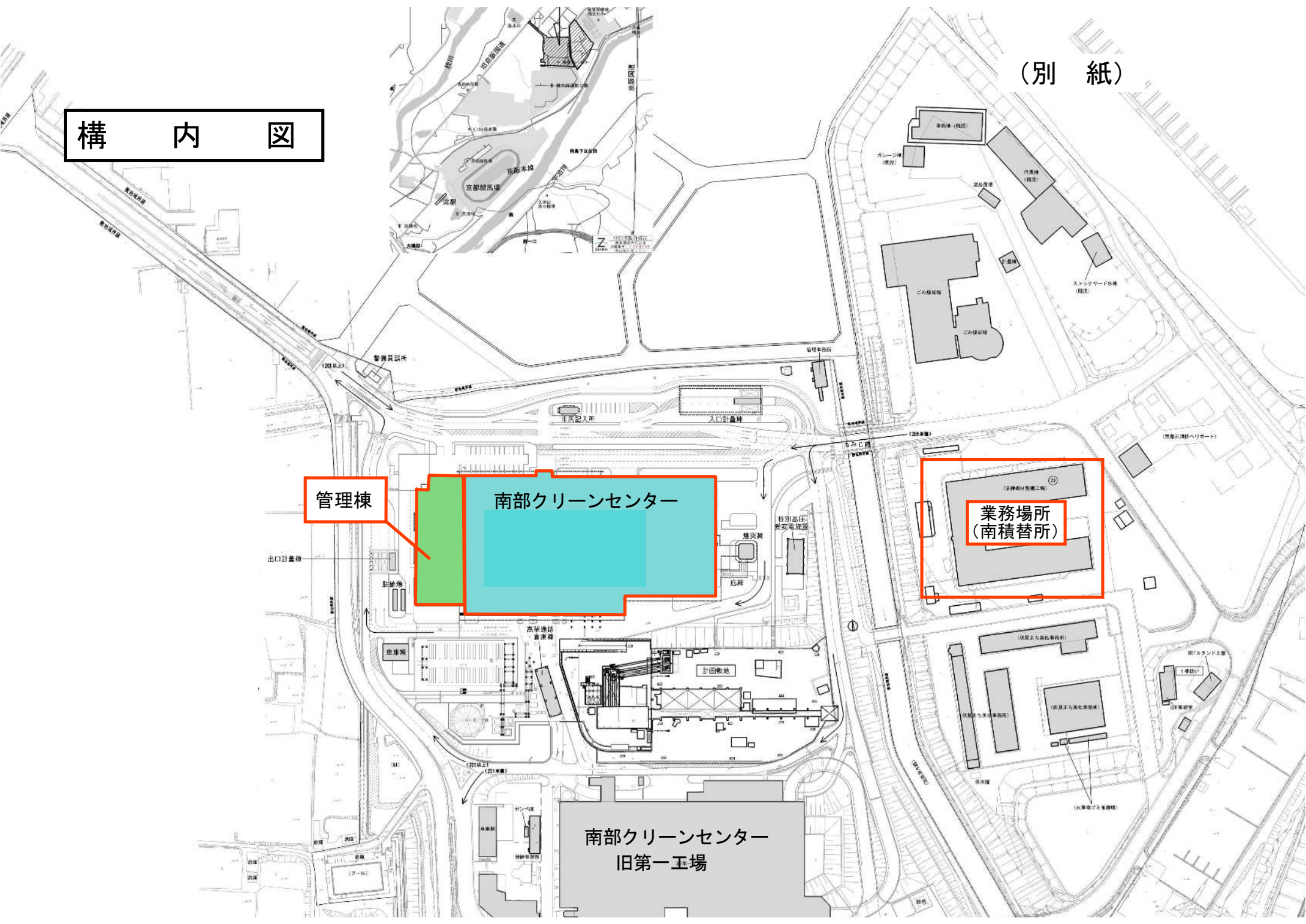
車種	登録番号	年式	最大積載量
パッカー車	京都800さ4615	平成13年	2,000kg

第5条（業務の報告）

業務の記録として、別に定める指定の業務日誌を作成し、各月が終了したときに、終了月分の業務日誌を提出する。

(別紙)

構内図



管理棟

南部クリーンセンター

業務場所
(南積替所)

南部クリーンセンター
旧第一工場